

第4節 農産物等応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害状況の早期調査実施 2 技術指導による農作物被害の縮小 3 種子・農薬・飼料の確保 ⇒ 府へ要請 4 家畜伝染病の防除 ⇒ 関係機関、関係団体による技術指導及び防疫対策 5 森林被害の対策、林産物被害の縮小	産業振興室 泉州農と緑の総合事務所 いずみの農業協同組合 大阪府森林組合

第1 計画の方針

災害時において農業用施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急対策を講ずる。

第2 実施責任者

この計画は、市長が主体となって関係機関と連絡を密接にとり実施する。

第3 農業用施設応急対策

農業用施設の被害状況について関係団体等の協力等により早期に把握し、また被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行うとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な指示を行い、災害の復旧が早急に図られるよう努める。なお、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関に連絡し、また協力を得て、施設の応急対策を実施する。

第4 農作物応急対策

1 災害対策技術の指導

農地、施設及び農作物に被害が生じた場合は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を、泉州農と緑の総合事務所の指導の下にいずみの農業協同組合等と協力して実施する。

2 主要農作物種子及び園芸種子の確保、斡旋

市は、必要に応じ水稻等の種子及び園芸種子の斡旋を府に依頼し、必要な種子の確保を図る。

3 病虫害の防除

市は、府及びその他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病虫害の防除を指導する。

第5 畜産応急対策

災害時において、家畜の伝染病発生には特に警戒を行い、伝染病の予防と、まん延防止のため、応急対策として次の措置を講じ、家畜被害の未然防止に努める。

1 家畜伝染病の防止

- (1) 畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。
- (2) 市は、伝染病の発生した場合には、速やかに府に連絡する。府は、防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。

2 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、府獣医師会に対し治療を要請するとともに、一般疾病の治療に必要な薬品等の斡旋を府に要請する。

3 飼料対策

災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。

第6 林産物応急対策

災害時において林産物の被害を軽減するため、病虫害の防除等必要な対策に努める。

1 技術指導等

- (1) 市は、府と連携し、倒木に対する措置等の技術指導を行う。
- (2) 浸冠水した苗畑において速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒及び枯死苗木の抜き取り、焼却等に努める。

2 病虫害の防除

枯損木、倒木、折損木等を速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。